

○経済産業省告示第百六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、令和元年十月二十五日から施行する。

令和元年十月十八日

経済産業大臣 菅原 一秀

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第一に掲げる自由化されていない品目（以下「非自由化品目」という。）及び同表の第二</p>	<p>一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第一に掲げる自由化されていない品目（以下「非自由化品目」という。）及び同表の第二</p>

に掲げる品目とする。

第1 自由化されていない品目 (非自由化品目)

関税率表

の番号等 品 目 備考

[略]

2001・90 海草の調製食料品 (ひとえぐさ属) ○

2008・97- 、あおさ属 (たれつあおのり、ひ

2 らあおのり、きぬいとあおのり、

2008・99- ぼうあおのり、うすばあおのり、

2 みなみあおのり又はすじあおのり

2103・90 に限る。)、ごべいこんぶ属、こ

んぶ属 (あつばすじこんぶを除く

。)、まくれあまのり属、あかね

に掲げる品目とする。

第1 自由化されていない品目 (非自由化品目)

関税率表

の番号等 品 目 備考

[略]

2008・99- 海草の調製食料品のうち、砂糖を ○

2-(1)-B 加えたもの (ひとえぐさ属、あお

さ属 (たれつあおのり、ひらあお

のり、きぬいとあおのり、ぼうあ

おのり、うすばあおのり、みなみ

あおのり又はすじあおのりに限る

。)、ごべいこんぶ属、こんぶ属

(あつばすじこんぶを除く。)、

ぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属のものに限る。）

[削る]

まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属のものに限る。）

2008・99-海草の調製食料品（ひとえぐさ属

2-(2)-B、あおさ属（たれつあおのり、ひ

らあおのり、きぬいとあおのり、

ぼうあおのり、うすばあおのり、

みなみあおのり又はすじあおのり

に限る。）、ごへいこんぶ属、こ

んぶ属（あつばすじこんぶを除く

。）、まくれあまのり属、あかね

ぐものり属、ポルフィラ属、あま

のり属又はべにたさ属のものに限

り、関税率表第2008・99の2の(1)の

Bに掲げるものを除く。）

第2 [略]

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。） 第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるときは、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船

第2 [略]

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。） 第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるときは、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船

積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		貨物名
	項目番号	関税率表の番号等	
[略]			
本邦の区域に属さない海面（当該海面を船積地域とする場合に限る。）（外国の港湾内で船積みされた場合及び本邦から出漁した漁船によつて輸入される場合で	1	[略]	[略]
	2	[略]	[略]
	3	[略]	[略]
	4	<u>1212・21</u>	海藻及びその調製品
		<u>1212・29</u>	
		<u>2001・90</u>	
		<u>2008・97</u>	
		<u>2008・99</u>	

積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		貨物名
	項目番号	関税率表の番号等	
[略]			
本邦の区域に属さない海面（当該海面を船積地域とする場合に限る。）（外国の港湾内で船積みされた場合及び本邦から出漁した漁船によつて輸入される場合で	1	[略]	[略]
	2	[略]	[略]
	3	[略]	[略]
	4	<u>1212・21</u>	海藻及びその調製品
		<u>1212・29</u>	
		<u>2008.99</u>	

<p>あつて、本邦以外から出漁した船舶から転載されたものでない場合を除く。)</p>	<p><u>2103・90</u></p>	
<p>[略]</p>		
<p>第2 [略]</p>		
<p>あつて、本邦以外から出漁した船舶から転載されたものでない場合を除く。)</p>		
<p>[略]</p>		
<p>第2 [略]</p>		
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>		